

令和4年度 市・都民税納税通知書を送付

市・都民税(住民税)を個人で納付する方と年金から天引きされる方に、令和4年度の市・都民税納税通知書を6月3日に発送します。

納税通知書Q&A

Q 2月に昭島市に引っ越してきました。以前住んでいた市から納税通知書が送られてきたのはなぜですか。

A 住民税は、その年の1月1日現在に住んでいる市区町村で課税されます。今年1月2日以降に市外から転入した場合、令和4年度の住民税は昭島市では課税されません。以前住んでいた市などから納税通知書が送られますので、その自治体の支払い方法に従って納付をお願いします。

Q 給与から天引きされているのに、納税通知書が送られてきたのはなぜですか。

A 給与以外の所得を、確定申告または住民税申告していません。給与以外の所得

にかかる住民税は、納税通知書での納付となっています。全額、給与からの天引きで納付を希望する方は、市役所市民税係へ連絡してください。

Q 3月に退職し、退職金から住民税を天引きされました。3月分の給与からも住民税がいつもより多く引かれました。更に今年度の納税通知書が送られてきたのはなぜですか。

A 令和3年度の住民税は令和2年1月～12月の所得を基に計算し、3年6月～4年5月の12回に分けて給与から天引きされています。しかし、今年3月に退職した場合は、4月～5月に天引きできないため、3月分の給与から一括して天引きしました。それとは別に退職金から天引きされたものは、退職金そのものにかかる住民税です。なお、今回届いた納税通知書は、退職前の給与所得(3年1月～12月)を基にした4年度の住民税ですので、納付をお願いします。

Q 確定申告書や源泉徴収票の控除額と納税通知書の控除額が違うのはなぜですか。

A 住民税における所得控除の金額は、地方税法で規定されています。地域社会の会費として住民に負担を求めるという趣旨から、社会保険料等控除を除き、所得税の所得控除より低い額となっています。

Q 昨年65歳になりましたが、昨年と今年の納め方が違うのはなぜですか。

A 公的年金等を受けている65歳以上の方の住民税は、公的年金等から天引きされます。昨年度中に65歳になった方は、昨年度中の公的年金等に係る税額のうち半分を今年の住民税の第1期(6月)・第2期(8月)に納付書で納めていただき、残りの半分を3等分にして10月、12月、2月の公的年金等から天引きされます。

☆詳しくは、市民税係へ。

マイナンバーカードの申請をサポート inモリタウン

申請に必要な顔写真を無料で撮影し、申請のお手伝いをします。

◇期日・申し込み

* 6月27日(月)～7月1日(金)＝申し込み不要

* 7月2日(土)・3日(日)＝6月7日から電話で市役所市民係へ(定員各100人／申込順)

◇時間 午前10時～正午、午後1時～4時

◇場所 モリタウン(昭島駅北側)

◇持ち物

* 申請書(申請IDまたは二次元コードが記載されたもの)

* 本人確認できる書類(運転免許証、健康保険証など)

☆詳しくは、市役所市民係へ。



住民票の写しなどのコンビニ交付サービスを一時停止

証明書の年度切り替え作業のため、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの証明書の交付サービスを一時停止します。

◇日時 6月2日(木)の午後

6時～11時

◇証明書の種類 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書

☆詳しくは、市民税係へ。

市・都民税の課税・非課税証明書を発行

6月3日以降、市役所市民税係、東部出張所、あいぽつく、環境コミュニケーションセンター、緑会館、武蔵野会館で取得できます。また、郵送での請求や、マイナンバーカードを利用

用したコンビニエンスストアでの取得もできます。

ただし、市・都民税の申告をしていない場合は、取得できません。

☆詳しくは、市民税係へ。